

巻 頭 言

改めて認識すべき賃金の実態

今年の春闘はかつてない注目を浴び、様々な企業が大幅な賃上げを打ち出している。中小企業も含めた大幅なベースアップが、賃金上昇を起点とした消費増をもたらし、これが企業収益を押し上げ、さらなる賃上げの原資を生み出す、といった好循環につながるかが関心を呼んでいる。ただ、賃上げだけでよいのか、他に講じるべき施策はないか、といった点を見極めるためには、賃金や雇用の実態を押さえておく必要があるという問題意識に立って、厚生労働省が2月27日に発表した「毎月勤労統計」の年次データを基に、賃金動向をトレースしてみた。

まず、残業代や賞与などを除いた基本給に相当する所定内給与指数の推移を見ると（第1図）、一般労働者、パートタイム労働者ともに、3年連続で上昇し、昨年の伸び率はそれぞれ前年比1.6%、2.5%を記録した。ただし、実質賃金を算定する際に使用する消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年比伸び率が3.8%に達したため、実質賃金がマイナスとなっているのは周知の通りである。また、所定内給与指数の水準を見ると、一般労働者もパートタイム労働者も、ここ30年間で最も高い水準になったとはいえ、30年前の水準と比較すると、各々15.5%増、15.2%増（ともに年率約0.5%増）と、小幅の伸びにとどまる。

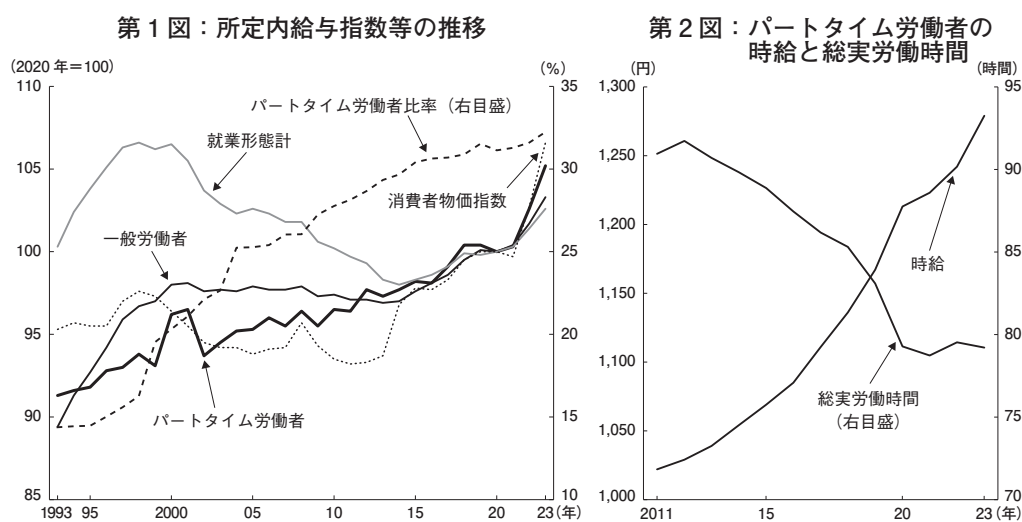
また、就業形態全体で見た昨年水準は、過去30年で最高値を記録した1998年を依然として下回る（第1図）。この背景としては、所定内給与の水準が一般労働者を大幅に下回るパートタイム労働者が、30年間で全体の14.4%から32.2%へと大幅に増加した点が指摘できる。すなわち、パートタイム化の著しい進展によって、労働者全体の給与が押し下げられたままにあるということだ。

次に、そのパートタイム労働者の賃上げ率は、2年連続で一般労働者を上回った。しかし、賃金の絶対水準は、過去30年間一般労働者の30%程度のままである。また、パートタイム労働者の時給と総実労働時間の推移を見ると（第2図）、時給は最低賃金の引き上げ効果や人手不足もあって、昨年は1,279円にまで上昇し、遡って比較可能な11年（1,022円）から25.1%増加している。反面、総実労働時間は月当たり79.3時間と、11年以降のピークである12年（同91.8時間）か

ら13.6%減少している。ここで注目したいのは、昨年のパートタイム労働者の現金給与総額が104,567円（年収ベースで約125万円）まで上昇している点だ。この点と総実働時間の減少傾向は、130万円という年収の壁のために就労抑制を行う主婦のパートタイム労働者が今後一段と増加する可能性を示唆する。

春闘では、正社員のベースアップ率の帰趨に焦点が集まりがちだが、上述のデータを見ると、仮に高水準のベースアップが数年続いたとしても、それだけでは給与の絶対水準の低迷やパートタイム労働者の増加によって支えられている雇用構造は十分に改善しない。その意味からすれば、労働者の30%以上を占めるパートタイム労働者が、今や限界的な存在とは言えないという点をベースに置くことが重要だ。ただ現実には、パートタイム労働者にスポットを当てた施策はどこか形式的で、実効性に欠けることは否めない。同一労働同一賃金の理念がなかなか徹底されないという点や意欲のあるパートタイム労働者の正社員登用が進まない点はその象徴だ。また、就労に制約をもたらす年収の壁の存在も大きな問題で、その是正については、小手先ではない対応が必須だ。むしろ賃上げについても、一般労働者を上回るパートタイム労働者の賃上げの継続が求められよう。

現在の雇用や賃金の構造がどのように形作られてきたのかを直視し、賃上げと合わせて踏み込んだ制度改正や企業の慣習の見直しを進めていくことが不可欠だ。■



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査令和5年分結果確報」